

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien申請者向け利用マニュアル 【個人番号入力編】

「意向登録」・「受給資格認定申請」・「継続意向確認」を
【個人番号入力】で行うための専用マニュアルです。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを利用し、自己情報を取得して申請する方法も選択できます。ご希望の方は、完全版マニュアルをご参照ください。

↓完全版マニュアルは、翔洋学園高等学校のホームページからダウンロードできます。

<https://www.shoyo.ac.jp/index.html>

なお、マイナポータルを利用する方法では、端末へのマイナポータルアプリのインストール、マイナポータル対応のスマートフォンまたはICカードライターが必要となります。また、自己情報の取得は、継続届出時（毎年6～7月頃）に再度行う必要があります。

ログインIDとパスワードが記載された用紙と本マニュアルは、卒業まで紛失しないよう、大切に保管してください。

- ◆ログインIDとパスワードが記載された用紙を紛失した場合は、直ちに事務課までお申し出ください。
- ◆保護者情報に変更があった場合は、変更手続きが必要です。
生徒自身の婚姻や、保護者の再婚・離婚・死別など、変更事案が発生した際には速やかに担任にご連絡ください。手続きが遅れた場合、翌月分からの支給額に反映できない可能性があります
- ◆その他「よくある質問」はP.17に記載してあります。

就学支援金に関する問い合わせ先：

翔洋学園高等学校 事務課
〒319-1221 茨城県日立市大みか町4-1-3
TEL 0294-27-1101 (9:00～17:30 平日のみ)
Mail : shienkin@shoyo.ac.jp (就学支援金専用)

メールでお問合せやご連絡をいただく際は、必ず「所属校舎・生徒番号・生徒氏名」を入力してください。

e-Shienを利用した**個人番号入力**による申請手続きの流れ

- I. 入学時等に意向確認・受給資格認定申請を行います（全員）
- II. 毎年6～7月頃に継続意向確認を行います（受給資格認定者のみ）

手続きに必要なもの

- 1. ログインID・パスワード（本マニュアルに同封しています）
- 2. パソコンまたはスマートフォン
（インターネット環境のない方は、担任にご相談ください）
- 3. 親権者全員のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
（受給資格認定申請時、申請する方のみ。マイナンバーの記載された住民票でも可）

I. 【入学時等】意向確認・受給資格認定申請（全員）

1.e-Shienにログインする P.2

2.申請をする意思が「あるorない」の意向を登録する P.3

↑ 申請するしないに関わらず、ここまでは必ず行ってください

3.受給資格認定の申請をする（申請する方のみ） P.4

受給資格認定申請は必ず受給開始月中に行ってください

受給開始月の末日までに申請を行わなかった場合、その月の分を受給できない可能性があります（受給開始月は、入学後、最初の「1日」を含む月になります）

4.審査状況・結果 申請内容の確認 P.13

II. 【毎年6～7月頃】継続意向確認・収入状況届出（受給資格認定者のみ）

5.受給を継続する意思が「あるorない」の意向を登録する P.14

↑ 継続受給を希望するしないに関わらず、学校が提示する締切日までに必ず行ってください

- ◇税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。必ず事前に申告手続きをお願いします。
- ◇2.または5.で「意向なし」「放棄する」を選択した場合や、申請後に所得制限で不認定となった方は、毎年6～7月頃に「I.意向確認」で意向登録を行う必要があります。
- ◇就学支援金の判定結果（判定に用いる算定基準額を含む。）については、「奨学のための給付金」、「入金軽減事業」、「学び直し支援金」、「授業料軽減事業」の申請者に対する認定等事務において使用する場合がございます。

e-Shien へのアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



操作手順の説明動画、FAQ 等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html



就学支援金制度の概要

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm



就学支援金制度（家計急変支援）の各種資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



※家計急変に該当する場合は、担任にご連絡ください。

※本文中の画面表示は、令和5年6月現在のものです。

1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



1. ログイン画面

手順

- 1 ログインIDとパスワードを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリックします。
→ 3ページへ

補足

- I 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- II 表示言語は、“日本語”または“English”が選択できます。
- III e-Shienの「利用規約」を確認できます。
- IV チャットボットにてe-Shienの操作に関する質問ができます。

- 1 同封の用紙でログインID、パスワードを確認してください。

※「1」… 数字のイチ
「I」… 英小文字のエル
「I」… 英大文字のアイ
「0」… 数字のゼロ
「O」… 英大文字のオー
「o」… 英小文字のオー

- ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、事務課に確認してください。

【注意】

ログインID・パスワードは、すべて半角です。数字の1や英小文字のエルなど、判別しづらい文字については、左の表をで確認してください。

- ※ 5回間違えるとロックされます。ロックされた場合は事務課に連絡してください。

- これらの情報は高等学校等就学支援金の申請にあたって、高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用する際に必要となります。
- 当該システムを利用する前に、システムのログイン画面または文部科学省のホームページに掲載されている利用規約を確認してください。なお、当該システムを利用した場合、利用規約に同意したものとみなされます。
- 在学中は変更されません。卒業まで紛失しないように大切に保管してください。
- 紛失した場合は、直ちに学校担当者へお申し出ください。
- 他人に見せたり教えたりしないでください。

2-1. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

最初に、申請をする意思が「ある or ない」(意向) を登録します。

学校から意向の再登録を依頼された場合や、意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。申請するしないに関わらず、必ず登録を行ってください。

1. ポータル画面

手順

- 1 「意向登録」ボタンをクリックします。

2. 意向登録画面

手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- 2 受給資格認定申請をするかしないかを選択します。

就学支援金の支給を希望する場合

➡上部：申請をします。

保護者等の所得制限基準(世帯年収約910万円※)を超えていることが明らかな場合

➡下部：申請をしません。

上記のほかの理由により受給資格認定の申請を行わない場合

➡下部：申請をしません。

- 3 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

➡4ページへ

※世帯構成によっては異なる場合があります。

2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 意向登録確認画面

意向登録確認

1 2 3
意向登録 意向確認 登録完了
申請意向登録 入力内容確認 受付番号発番

登録内容
高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況（個人番号又は税情報等）を提出いたします。

I

1

< 意向登録に戻る

本内容で登録する

手順

- 1 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

補足

- I 前の画面の選択内容を修正する場合、「意向登録に戻る」ボタンをクリックします。

4. 意向登録結果画面

意向登録結果

1 2 3
意向登録 意向確認 登録完了
申請意向登録 入力内容確認 受付番号発番

①意向ありの場合、中央の「続けて受給資格認定申請を行う」またはメニューの「認定申請」より、受給資格認定の申請を行ってください。
②失職等の家計急変事由による申請を行う場合は、「続けて受給資格認定申請（家計急変）を行う」またはメニューの「認定申請（家計急変）」より、受給資格認定の申請を行ってください。この場合、雇用保険受給資格者証や給与明細書等の提出が必要になります。
意向なしの場合、以上で完了となります。

受付番号	申請内容
R-23-035-04-0001-1000	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況（個人番号又は税情報等）を提出いたします。

1

< マイページに戻る

①の場合 続けて受給資格認定申請を行う >

②の場合 続けて受給資格認定申請（家計急変）を行う >

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

手順

- 1 意向の登録結果が表示されます。

- ・申請をする場合
➔ 中央の「続けて受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

➔ 5ページへ

- ・申請をしない場合
➔ 手続きは完了です。
※毎年6～7月頃に同じ手順で意向確認登録が必要で
す。時期については学校か
ら連絡します。

補足

- ・誤って意向内容を登録した場合、自身で修正することはできません。
事務課に連絡し、学校による登録解除後に再度登録してください。

3-1. 受給資格認定の申請をする

受給資格認定の申請を行います。

就学支援金の支給を希望する場合は、必ず受給開始月内に受給資格認定の申請をしてください。

申請には、生徒本人の情報、学校情報(在学期間等)、保護者等情報の登録が必要となります。

1. ポータル画面

申請名	申請説明
意向登録	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
認定申請(家計急変)	失職等の家計急変事由が生じたため、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

手順

- 1 「認定申請」ボタンをクリックします。

補足

- 4ページの意向登録結果画面から続けて受給資格認定申請を行う場合、次の「2. 認定申請登録(生徒情報)画面」から始まります。

2. 認定申請登録(生徒情報)画面

1 記入上の注意

1 2 3 4 5 6

生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報収入状況取得 入力内容確認 申請完了

2

3

手順

- 1 記入上の注意をよく読んでから申請してください。
- 2 学校で登録された生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。誤りがあった場合は、この画面で修正してください。
- 3 「学校情報入力」ボタンをクリックします。

6ページへ

補足

申請を中断した後に再開する手順は、13ページを参照してください。

3-2. 受給資格認定の申請をする

3. 認定申請登録 (学校情報) 画面 (1/2)

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

学校名 茨城県立〇〇高等学校 ログインID 11556606 ユーザ名 支援 太郎

認定申請登録 (学校情報)

記入上の注意

- 1 生徒情報入力
- 2 学校情報入力
- 3 保護者等情報入力
- 4 保護者等情報収入状況取得
- 5 入力内容確認
- 6 申請完了

1 高等学校等の在学期間について

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名称	翔洋学園高等学校
在学期間	2023年04月01日 ~ 現在

II うち支給停止期間

○あり ●なし

支給停止期間は、休学等により、就学支援金を受給していなかった期間を入力してください。

支給停止期間とは

学校の種類・課程・学科 私立高等学校(通信制)

2 過去に別の高等学校等に在学していた期間について

I < 認定申請登録(生徒情報)に戻る

3 保護者等情報入力 >

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

手順

- 1 学校で登録された学校情報が表示されるので正しいことを確認します。

新入生・既卒生は

➡ 3 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

➡ 8ページへ

転入生・編入生は

➡ 2 「過去に別の高等学校等に在籍していた期間について」の「開く」ボタンをクリックします。

➡ 7ページへ

補足

- I 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(生徒情報)に戻る」ボタンをクリックします。

II 「支給停止」とは、休学した方が行う手続きです。入学時には基本的に該当しませんので、「なし」を選択してください。

3-3. 受給資格認定の申請をする【転入生・編入生のみ】

過去に他の高等学校等に在籍していた期間がある場合の手順は以下のとおりです。

3. 認定申請登録（学校情報）画面（2/2）

高等学校等の在学期間について 高等学校等の在学期間についての注意

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名称 翔洋学園高等学校

在学期間 必須 2023年04月01日 ~ 現在

うち支給停止期間 必須
 あり なし
支給停止期間は、休学等により、就学支援金を受給していなかった期間を入力してください。
支給停止期間とは

学校の種類・課程・学科 私立高等学校（通信制）

過去に別の高等学校等に在学していた期間について 開く +

認定申請登録（生徒情報）に戻る 保護者等情報入力

手順

- 1 「開く」ボタンをクリックします。
- 2 「在学期間追加」ボタンをクリックし、過去に在籍していた学校の名称、在学していた期間等を入力します。
- 3 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

➔ 8ページへ

「開く」ボタンおよび「在学期間追加」ボタンをクリックした画面

高等学校等の在学期間について 高等学校等の在学期間についての注意

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名称 翔洋学園高等学校

在学期間 必須 2023年04月01日 ~ 現在

うち支給停止期間 必須
 あり なし
支給停止期間は、休学等により、就学支援金を受給していなかった期間を入力してください。
支給停止期間とは

学校の種類・課程・学科 私立高等学校（通信制）

過去に別の高等学校等に在学していた期間について 閉じる -

在学期間追加 +

補足

- I 誤って「開く」ボタンをクリックしてしまった場合は、「閉じる」ボタンをクリックしてください。閉じずに次に進むとするとエラーになります。
- II 支給停止期間（休学期間）がある場合は、「あり」にチェックし、期間を入力します。
- III 過去に就学支援金を受給したことがあるときは、「受給資格消滅通知」が発行されます。前籍校から受け取った際は、必ず、担任または事務課に提出してください。前籍校から届いていない、または紛失した場合は、前籍校にお問い合わせください。

2

III

学校の名称 必須 (例) ○○県立○○高等学校

在学期間 必須 (例) 1980年01月01日 ~ (例) 1980年01月01日

うち支給停止期間 必須
 あり なし
支給停止期間は、休学等により、就学支援金を受給していなかった期間を入力してください。
支給停止期間とは

学校の種類・課程・学科 必須 --選択してください--

保護者等情報入力

3-4. 受給資格認定の申請をする

4. 認定申請登録 (保護者等情報) 画面 (共通) (1/3)

1 収入状況の提出が必要な保護者等を確認するための質問に回答します。

手順

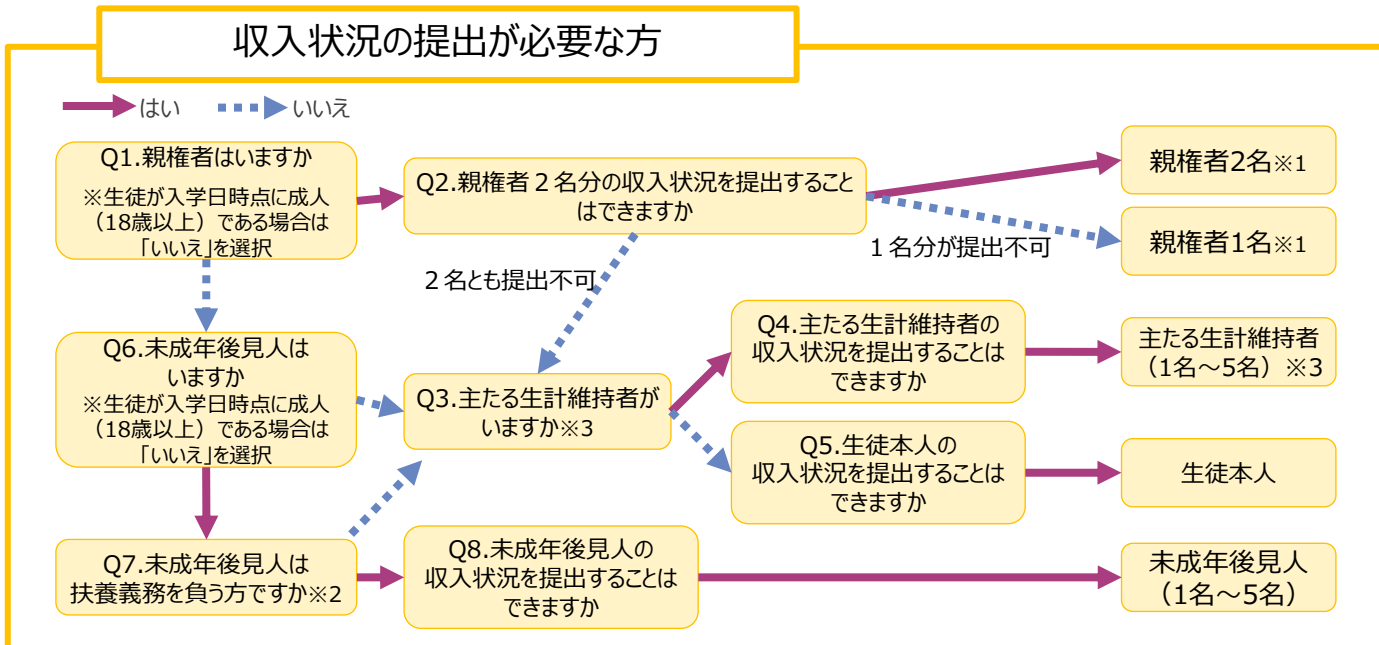
1 収入状況の提出が必要な保護者等を確認するための質問に回答します。

➔ 9ページへ

補足

- 各質問で選択した回答に合わせて次の質問が表示されます。(表示される質問は回答の選択により異なります。)
- 個人番号カード等を使用して収入状況を提出する必要があります。

各質問に回答すると、下図の流れに沿って次の質問が表示されます。



- ※1 次の場合、該当する親権者の収入状況の提出は必要ありません。
 - ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
 - ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等
 詳細は、学校に御相談ください。
- ※2 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。
- ※3 生徒が成人(18歳以上)であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

3-5. 受給資格認定の申請をする

4. 認定申請登録 (保護者等情報) 画面 (共通) (2/3)

保護者等情報 保護者等情報についての注意

1 保護者(両親)2名分の収入状況を提出します。

保護者等情報 (1人目)	保護者等情報 (2人目)
<p>メールアドレスの入力について</p> <p>収入状況を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄</p> <p>個人情報</p> <p>姓<漢字> <input type="text" value="支援"/> 必須 名<漢字> <input type="text" value="太郎"/> 必須</p> <p>姓<ふりがな> <input type="text" value="しえん"/> 必須 名<ふりがな> <input type="text" value="たろう"/> 必須</p> <p>生年月日 <input type="text" value="1980年01月"/> 必須 電話番号 <input type="text" value="123-4567-8901"/> 必須</p> <p>メールアドレス <input type="text" value="sample@mext.g"/> 必須 生徒との続柄 <input type="text" value="父、母"/> 必須</p> <p>収入状況提出方法 必須</p> <p><input type="radio"/> 個人番号カードを使用して自己情報を提出する</p> <p><input type="radio"/> 個人番号を入力する</p> <p><input type="radio"/> システム外で個人番号カードの写し等を提出する</p> <p>生活保護関係情報 必須</p> <p><input type="radio"/> 受給あり <input checked="" type="radio"/> 受給なし</p> <p>課税地情報 必須</p> <p>都道府県 <input type="text" value="--選択してください--"/></p> <p>市区町村 <input type="text" value="--選択してください--"/></p> <p><input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。</p>	<p>メールアドレスの入力について</p> <p>収入状況を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄</p> <p>個人情報</p> <p>姓<漢字> <input type="text" value="支援"/> 必須 名<漢字> <input type="text" value="太郎"/> 必須</p> <p>姓<ふりがな> <input type="text" value="しえん"/> 必須 名<ふりがな> <input type="text" value="たろう"/> 必須</p> <p>生年月日 <input type="text" value="1980年01月"/> 必須 電話番号 <input type="text" value="123-4567-8901"/> 必須</p> <p>メールアドレス <input type="text" value="sample@mext.g"/> 必須 生徒との続柄 <input type="text" value="父、母"/> 必須</p> <p>収入状況提出方法 必須</p> <p><input type="radio"/> 個人番号カードを使用して自己情報を提出する</p> <p><input type="radio"/> 個人番号を入力する</p> <p><input type="radio"/> システム外で個人番号カードの写し等を提出する</p> <p>生活保護関係情報 必須</p> <p><input type="radio"/> 受給あり <input checked="" type="radio"/> 受給なし</p> <p>課税地情報 必須</p> <p>都道府県 <input type="text" value="--選択してください--"/></p> <p>市区町村 <input type="text" value="--選択してください--"/></p> <p><input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。</p>

3

手順

- 1 すべての質問に回答すると、登録が必要な保護者等の入力欄(人数分)が表示されるので、情報を入力します。
- 2 収入状況提出方法を選択します。

➡「個人番号を入力する」を選択する ➡ 11ページへ

生活保護(生活扶助)を受給している場合は「受給あり」を選択します。 ➡ 10ページへ

本マニュアルは「個人番号入力編」です。

- ・個人番号カードを使用して自己情報を提出する
を選択する場合は、翔洋学園高等学校のホームページから、完全版マニュアルをダウンロードしてご参照ください。(URL は表紙に記載)
- ・システム外で提出する
を選択する場合は、手続きを中断し、担任に連絡してください。

補足

- I 漢字姓名欄とかな姓名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、-(長音)の入力が可能です。
- II 審査完了時等にメールの連絡を希望する場合、入力してください。
- III マイナポータルの使用に必要な機器等が確認できます。
- IV V については11ページで説明します。

3-6. 受給資格認定の申請をする【生活保護の場合】

生活保護（生活扶助）を受給している場合の入力方法は以下のとおりです。

4. 認定申請登録（保護者等情報）画面（3/3）

生活保護関係情報 必須

① 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合は、市区町村に「-」を選択してください。

① 受給あり 受給なし

福祉事務所設置自治体 必須

② 都道府県 必須

I 福井県

市区町村 必須

-

I 設置自治体の市区町村が「町・村」の場合は「-」を選択してください。

③ 入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

手順

- 1 生活保護（生活扶助）を受給している場合、「受給あり」を選択します。
- 2 福祉事務所設置自治体を選択します。

➡ 11ページへ

補足

- I 「受給あり」を選択すると表示されます。福祉事務所設置自治体は**その年の1月1日現在（1～6月分の申請届出の場合は、前年の1月1日現在）**に生活保護を受けている自治体を選択してください。

【参考：福祉事務所一覧】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/fukusijimusyo/index.html

3-7. 受給資格認定の申請をする

個人番号を入力する場合の手順は以下のとおりです。

6. 認定申請登録 (保護者等情報) 画面

● 個人番号を入力する

1 個人番号 必須
(例) 1234 5678 9012

本人確認用画像 必須

I 生徒本人の I 個人番号, II 氏名, III 生年月日又は住所が記

システム外で個人番号カードの写し等を提出する

II 生活保護関係情報 必須

2 課税地情報 必須

III 都道府県

市区町村

IV 日本国内に住所を有していない。

生徒本人の個人番号を入力した場合のみ表示されます。学校等で本人確認を行うため、個人番号カード等の画像をアップロードしてください。
(iphone7以降機種でiOS11以上の場合)「設定」→「カメラ」→「フォーマット」より、カメラ撮影を「互換性優先」とすることで、jpeg形式で写真を撮影できます。

手順

- 1 個人番号カード等で本人確認を行い、保護者等の個人番号を入力します。
- 2 課税地が選択されていることを確認します。
- 3 「入力内容確認(一時保存)」ボタンをクリックします。

➔ 12ページへ

補足

III 課税地は**その年の1月1日現在(1~6月分の申請届出の場合は、前年の1月1日現在)の住民票の届出住所**となります。

II の生活保護関係情報で「受給あり」を選択した場合、「課税地情報」の欄は非表示になります。この場合、課税地の選択は必要ありません。

IV 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。チェックした場合、課税地の選択は不要です。

保護者が海外に住んでいる場合は、必ず担任にご連絡ください。

← 認定申請登録 (学校情報) に戻る

3 入力内容確認 (一時保存)

3-8. 受給資格認定の申請をする

7. 認定申請登録確認画面

認定申請登録確認



1

申請情報	
申請日	
生徒情報	
氏名	支援 太郎
ふりがな	しえん たろう
生年月日	2021年12月28日
郵便番号	100-8959
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	轟ヶ関11111
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	manual@mext.go.jp
学校情報	
現在通っている高等学校等の在学期間について	
学校の名称	茨城県立〇〇高等学校
在学期間	2021年04月01日 ～ 現在
うち支給停止期間	

手順

- 1 生徒情報、学校情報、保護者等情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 内容を確認し、チェックします。
- 3 「本内容で申請する」ボタンをクリックします。

➡ 13ページへ

補足

- I メールアドレス、個人番号についての確認事項は、それぞれの情報を入力した場合のみ表示されます。
- II 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録に戻る」ボタンをクリックします。

確認事項

以下の内容を確認の上、□にチェックをつけてください。 必須

2

I

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

「メールアドレスの利用目的および注意事項」を理解し、メールアドレス登録に同意します。

[? メールアドレスの利用目的および注意事項](#)

本申請の個人番号及び本人確認画像は、就学支援金の支給に必要な手続きの過程で使用します。

本申請内容は、事実と相違ありません。

本申請に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

II

3

← 認定申請登録（収入状況取得）に戻る

本内容で申請する

4. 審査状況・結果 申請内容の確認 (補足) 一時中断後からの申請再開の手順

8. 認定申請登録結果画面



手順

- 1 申請の登録結果が表示されます。以上で受給資格認定申請は完了です。審査が完了するのをお待ちください。

補足

- 審査が完了すると、学校から通知書が届きます。メールアドレスを登録した場合は、審査完了をお知らせするメールも届きます。
- メールは、「e-shien@mext.go.jp」から送信されます。受信拒否設定等に問題がないかご確認ください。送信元が異なるメールが届いた場合、不審メールの可能性があります。判断に迷う場合は学校に問い合わせてください。

9. ポータル画面



手順

- 1 審査状況、審査結果、申請内容を確認する場合は、「表示」ボタンをクリックします。

➡ **申請途中で一時保存・中断を行った後に申請を再開する場合の手順は以下のとおりです。** 申請中断後にポータル画面から「認定申請」ボタンをクリックすると、以下の「10. 認定申請登録(再開確認)画面」が表示されます。

10. 認定申請登録 (再開確認) 画面



手順

- 1 保存済みの情報を使って申請を再開するか否かを選択します。
 - **保存済みの情報を使用して申請を再開する場合** ➡ はい
 - **新しく情報を入力する場合** ➡ いいえ
- 2 「受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

補足

「いいえ」を選択した場合、一時保存されていた情報が削除されます。

5-1. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

受給中の方が7月の税額切り替え時に、受給を継続する意思が「ある or ない」(継続意向) を登録します。学校から継続意向の再登録を依頼された場合や、継続意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。

1. ログイン画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

ログイン

1 ログインID
学校から配布された「ログインID通知書」のログインIDを入力してください。

2 パスワード
パスワードを入力してください。

パスワードを表示する

4 言語(Language)
日本語

利用する言語を選択してください。(Please select your language.)

3 ログイン

チャットで質問する

※ログインIDをお持ちでない場合、または、パスワードを忘れた場合は、在学する学校の担当者へお問い合わせください。
※利用規約はこちら

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

手順

- 1 ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリックします。

【注意】

ログインID・パスワードは、すべて半角です。数字の1や英小文字のエルなど、判別しづらい文字については通知書を確認してください。
※ 5回間違えるとロックされます。ロックされた場合は事務課にご連絡ください。

補足

- 3 チャットボットにてe-Shien の操作に関する質問ができます。

1. ポータル画面

申請名	申請説明
4 継続意向登録	高等学校等就学支援金の受給継続意向を登録します。
収入状況届出	高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。
家計急変継続審査(1月)	家計急変による高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。

手順

- 4 ポータル画面の「継続届出」タブ内にある「継続意向登録」ボタンをクリックします。

➡ 15ページへ

5-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

2. 継続意向登録画面

継続意向登録



確認事項

以下の内容を確認の上、チェックをつけてください。 **必須**

- 1
- 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
 - 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援金は受給できず、授業料を全額納付する必要があります。

継続意向確認

どちらかを選択してください。 **必須**

- 2
- 現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。
? 支給対象者には支給決定通知、所得制限対象者には資格消滅通知が送付されます。
 - 受給権を放棄します。
? 資格消滅通知が送付されます。

保護者等情報の変更について

前回の申請時から保護者等に変動(離婚、死別、養子縁組等)はありますか。 **必須**

- 3
- ①あります。(②以外の理由)
? 以下のいずれかに該当する場合は、
 ・保護者等の変動(追加・削除)が生じる場合
 ・保護者等の課税地、収入状況提出方法等の情報を変更する場合
 ・過去に個人番号を提出済みで、保護者等の電話番号又はメールアドレスを変更する場合
 過去の申請内容は、ポータル画面の「認定状況」の詳細から確認してください。
 - ②あります。(家計急変)
? 以下のいずれかに該当する場合は、
 ・失職等の家計急変事由が生じる場合
 ・再就職等により、家計急変事由が解消する場合
 ・家計急変による高等学校等就学支援金を受給しており、保護者等の変動(追加・削除)、課税地、収入状況提出方法等の変更がある場合
 - ③ありません。
? 保護者等の変動(追加・削除)、課税地、収入状況提出方法等のいずれも変更がない場合は、
 過去に個人番号を提出していない場合で、電話番号又はメールアドレスのみの変更の場合、こちらを選択してください。

< マイページに戻る

入力内容確認

手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- 2 支給の継続を希望するかどうかを選択します。

・就学支援金の**支給の継続を希望する場合**

➡上部：希望します。

・保護者等の所得制限基準(世帯年収約910万円※)を超えていることが明らかな場合
 ➡下部：受給権を放棄します。

・上記のほかの理由により支給を希望しない場合
 ➡下部：受給権を放棄します。

※世帯構成によっては異なる場合があります。

- 3 保護者等の変更有無を選択します。

・再婚等により**保護者等の変更がある場合**
 ・保護者等の**課税地、収入状況提出方法、生活扶助の受給有無等に変更がある場合**
 ・登録済の**メールアドレスや電話番号に変更がある場合**

➡①あります。(②以外の理由)

・**変更がない場合**
 ➡③ありません。

- 4 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

➡16ページへ

※課税地は**申請を行う年の1月1日現在の住民票の届出住所**となります。転居後に市町村が変わった場合は、住民票を異動した日によって変更が必要です

5-3. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 継続意向登録確認画面

継続意向登録確認



継続意向確認

現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

保護者等情報の変更について

ありません。

← 継続意向登録に戻る

1

本内容で登録する

4. 継続意向登録結果画面

継続意向登録結果



以下の内容で登録されました。

受付番号	申請内容	保護者等情報の変更について
R-22-086-04-1000-9001	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。	ありません。

← マイページに戻る

手順

① 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

・保護者等に変更がない場合
➡ 手続きは完了です。

・保護者等に変更がある場合
➡ 「**続けて保護者等情報変更届出を行う**」をクリックせず、手続きを中断し、担任に連絡してください。

※ 受給資格認定申請を、自己情報取得方法により提出した場合は、続いて「収入状況届出」が必要です。操作方法は完全版マニュアルをご参照ください。

補足

誤って意向内容を登録した場合、自身で修正することはできません。
学校に連絡してください。

受給継続を希望した場合は、以前提出した個人番号により茨城県が税額照会を行い、収入状況届出の審査を行います。

審査状況・審査結果はポータル画面から確認できます。

7. ポータル画面

認定状況

意向登録状況、及び、毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。

項番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	2022年01月04日	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	2022年01月04日	受給資格認定申請	審査中	表示
3	2022年07月01日	申請継続意向登録	登録済(意向あり)	
4	2022年07月01日	収入状況届出	審査中	表示

手順

① 審査状況、審査結果、申請内容を確認する場合は、「表示」ボタンをクリックします。

よくある質問

No.	カテゴリ	質問内容	回答
1	申請前	使用可能なスマートフォン、パソコン等の端末がありません。どのように申請を行えばよいですか。	学校が代替申請を行います。担任に連絡の上、所定の用紙にて申請を行ってください。
2	ログイン	ログイン用のID・パスワードを忘れてしまったのですが、どうすればよいですか。	事務課に連絡してください。必要に応じてログインID通知書を再発行します。
3	意向登録	収入状況が不明のため、支給の対象になるか分かりません。	支給対象かどうかの判断がつかない場合は、申請をしてください。審査の結果、対象外（所得制限）と判定された場合は、不認定通知が届きます。
4	継続意向登録	継続意向登録において、保護者等情報の変更が必要な場合とは、どのような場合ですか。	再婚等により保護者の追加・削除がある場合、保護者等の課税地や収入状況提出方法を変更する場合、メールアドレスや電話番号を変更する場合に、保護者等情報の変更が必要です。
5		前回の申請以降に保護者等の引越しがあったのですが、課税地の変更は必要でしょうか。	申請または届出を行う月、引越しによる住民票の変更を行った月に応じて、課税地の変更が必要な場合があります。判断が難しい時は事務課までお問い合わせください。
6		保護者等情報の変更の有無を選択するために、現在の登録状況を確認できますか。	現在の登録状況は、ポータル画面から「認定状況」の「表示」ボタンをクリックすることで、確認できます。
7	生徒・学校情報入力	前籍校で休学をしたことがあります。支給が停止されていた期間がわかりません。どうすればよいですか。	支給停止期間がわからない場合は、担任にお問い合わせください。
8	保護者等情報入力	父親は別居しているのですが、母親のみの登録でよいですか。	別居をしている場合でも、両親の情報を登録してください。ただし、DV等により提出が難しい場合はその限りではありません。その場合は担任にご相談ください。
9	その他	入力を間違えて登録してしまいました。どうしたらよいですか。	事務課にお電話、またはメールにて連絡してください。内容に応じて修正方法をご案内します。
10		保護者が離婚（または再婚）をしました。なにか手続きが必要ですか。	保護者等情報の変更が必要な場合があります。早急に担任に連絡してください。
11		生徒が結婚をしました。なにか手続きが必要ですか。	
12		審査完了のメールが届き、認定されたことを確認しましたが、支給額は確認できますか。	就学支援金は3月まで在籍することで年間の支給額が確定しますので、3月以降に、支給額が記載された支給決定通知書を郵送します。